○木島平村住宅耐震改修事業補助金交付要綱

平成21年９月25日告示第51号

木島平村住宅耐震改修事業補助金交付要綱

（趣旨）

**第１条**　この要綱は、村内の住宅の耐震性を高め、村民の安全を守るため、木造住宅の耐震改修工事を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、[木島平村補助金等交付規則（昭和58年木島平村規則第３号。以下「規則」という。）](javascript:void(0);)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第２条**　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　既存木造住宅　次のいずれにも該当するものをいう。

ア　昭和56年５月31日以前に着工された住宅

イ　木造在来工法の住宅

ウ　長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅

(２)　診断士　長野県知事が備える長野県木造住宅耐震診断士登録名簿に登載された者をいう。

(３)　耐震診断　診断士が、長野県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき調査し、既存木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

(４)　総合評点　既存木造住宅の耐震診断の結果、地震に対する安全性を数値で評価したもので、[別表第１](javascript:void(0);)の区分によるものをいう。

(５)　耐震改修工事　耐震性を確保するために行う既存木造住宅の耐震改修工事（耐震設計等を含む。）又は既存木造住宅１棟全てを解体し、当該住宅が存する敷地を含む敷地において行う建替工事をいう。

（補助対象者）

**第３条**　補助金の交付の対象者は、木島平村が実施した診断士による耐震診断を行った者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(１)　診断士による耐震診断の結果が総合評点1.0未満の既存木造住宅について、耐震改修工事を行うことにより、工事後の総合評点が0.7以上かつ工事前の総合評点を上回ること。

(２)　補助金交付申請を行う日の属する年度の前年度（当該日が４月から７月までの間にあっては、前々年度）の所得等が、[別表第２](javascript:void(0);)に掲げる金額以下であること。

(３)　耐震改修工事のうち建替工事については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１項に規定する土砂災害特別警戒区域における住宅の建替ではないこと。かつ、建替える住宅は省エネ基準に適合すること。

(４)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと（現に当該住宅に同居し、又は同居しようとする親族を含む。）。

(５)　村税等を滞納していないこと。

（補助対象経費及び交付額）

**第４条**　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象事業費」という。）は、耐震改修工事費とする。

２　補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(１)　補助対象事業費の10分の８以内の額（ただし、その額が100万円を超える場合は100万円とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(２)　租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の２に規定する所得税額の特別控除の額に相当する額

３　補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第２号の額を差し引いて、同項第１号の額を交付するものとする。

（交付の条件）

**第５条**　次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

(１)　補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに村長に申請してその承認を受けること。

(２)　補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに村長に申請してその承認を受けること。

(３)　補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに村長に報告してその指示を受けること。

（交付の申請）

**第６条**　補助金の交付の申請をしようとする者は、木島平村住宅耐震改修事業補助金交付申請書（[様式第１号](javascript:void(0);)）に、次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(１)　対象住宅の位置を表示した図

(２)　耐震改修工事の計画書

(３)　耐震改修工事に要する費用見積書

(４)　診断士による耐震診断報告書の写し

(５)　対象住宅が既存木造住宅であることを証明するための次のいずれかの書類

ア　建築確認通知書

イ　課税台帳記載事項証明書（住宅）

ウ　家屋登記事項証明書

(６)　所得証明書

(７)　村税等の完納証明書

(８)　その他村長が必要と認める書類

（交付の決定）

**第７条**　村長は、補助金の交付を決定したときは、木島平村住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書（[様式第２号](javascript:void(0);)）により通知するものとする。

（変更承認申請書の様式等）

**第８条**　第５条の規定による承認又は報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(１)　第５条第１号の場合　木島平村住宅耐震改修事業変更承認申請書（[様式第３号](javascript:void(0);)）

(２)　第５条第２号の場合　木島平村住宅耐震改修事業中止（廃止）承認申請書（[様式第４号](javascript:void(0);)）

(３)　第５条第３号の場合　木島平村住宅耐震改修事業遅延等報告書（[様式第５号](javascript:void(0);)）

（実績報告）

**第９条**　補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、木島平村住宅耐震改修事業実績報告書（[様式第６号](javascript:void(0);)）に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(１)　耐震改修工事に係る収支決算書

(２)　耐震改修工事に係る工事請負契約書の写し又は施工業者の発行する領収書の写し

(３)　耐震改修工事を実施した箇所ごとの施工中及び施工後の状態を撮影した写真

(４)　対象住宅が十分な耐震性能を有することを証する建築士等による証明書

(５)　その他村長が必要と認める書類

２　前項に規定する書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の３月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の請求）

**第10条**　補助事業を実施した者が補助金の交付を請求しようとするときは、木島平村住宅耐震改修事業補助金交付（概算払）請求書（[様式第７号](javascript:void(0);)）を村長に提出して行うものとする。

（補則）

**第11条**　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

**附　則**

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年４月１日から適用する。

**附　則**（平成27年３月16日告示第20号）

（施行期日）

１　この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の適用の際、この改正前の規定により実施した精密耐震診断は、この要綱の規定により実施した耐震診断とみなす。

**附　則**（平成29年９月19日告示第78号）

この告示は、公布の日から施行する。

**附　則**（令和３年５月31日告示第69号）

この告示は、公布の日から施行する。

**附　則**（令和４年３月22日告示第56号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

**別表第１**（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 総合評点 | 判定 |
| 1.5以上 | 安全と思われます。 |
| 1.0以上1.5未満 | 一応安全と思われます。 |
| 0.7以上1.0未満 | やや危険です。 |
| 0.7未満 | 倒壊又は大破壊の危険があります。 |

**別表第２**（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 金額 |
| 給与所得のみの者 | 収入金額　1,442万円 |
| その他の者 | 所得金額　1,200万円 |

（備考）

１　「収入金額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条に規定する給料等の収入金額をいう。

２　「所得金額」とは、所得税法に規定する不動産取得、事業所得及び給与所得の各金額を合計した額をいう。